

# 特定健康診査の受診及び特定保健指導の実施について

平成20年度から、本年度中に40歳～74歳になる方を対象に、糖尿病等の生活習慣病の予防及び重症化を防ぐため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンдро́м）に着目した特定健康診査（以下「特定健診」といいます。）及び特定保健指導が新たに実施されることとなりました。

## 特定健診「受診券」

対象者となる方には、既に特定健診の「受診券」を配布していますのでご確認ください。（人間ドック申込者については特定健診データ提供の同意・不同意にかかわらず受診券は発行していません。）

受診券の裏面の住所欄に必ず住所を自署してください。

## 対象者

### 組合員

職場の定期健康診査又は人間ドックの健診データを組合へ提供していただくことにより、特定健診を受診したことの取扱いとなります。

### 被扶養者

特定健診を受診していただくことにより、特定健診を受診したことの取扱いとなります。

●任意継続組合員及びその被扶養者  
特定健診を受診してください。

## 特定健診受診についての注意

本組合では、提供を受けた特定健診の結果データに基づき、「情報提供」「動

●特定健診及び特定保健指導に係る自己負担  
組合員、被扶養者ともに特定健診・特定保健指導等に係る自己負担はありません。

## 健診結果データの提供について

### 健診結果等の個人情報保護に関する規程等

町村職員共済組合個人情報保護に関する規程等に従い、当該事業以外に使用することはありません。

なお、事業者健診結果データの提供については、所属所と覚書等を締結することとしています。

受診には、予約が必要な場合がありますので、事前に健診機関にご照会ください。

被扶養者の方が愛媛県外に居住されている場合等不明な点つきましては、本組合保健課（089-1945-6318）までご照会ください。

## 特定保健指導実施についての注意

●任意継続組合員及びその被扶養者  
特定健診を受診してください。

## 労働安全衛生業務担当者研修会開催

平成20年度

平成20年6月3日えひめ共済会館において、所属所における職員の健康管理体制の充実を支援するとともに、健康管理等に関する情報提供を目的として、各所属所の労働安全衛生業務担当者を対象に労働安全衛生業務担当者研修会を開催し、52名の出席をいただきました。

事務局職員により「短期給付の現況及び保健事業の内容」並びに本年度から開始された「特定健康診査及び特定保健指導」についての説明を行いました。

引き続いて保健事業に係る意見交換を行い、事務局から、保健経理の掛金・負担金収入が減少する中で人間ドック利用者の増加や、特定健康診査・特定保健指導の実施により大変厳しい財政状況であることなどについて説明し、担当者の皆さんからは、今後の保健事業の見直しに向けて、所属所における事業者健診の現況や当該事業者健診と人間ドックとの関係等について、貴重なご意見をいただきま

ました。